

**次世代育成支援対策推進法に基づく
市町村行動計画及び都道府県行動計画に関する
策定状況等の調査結果について
(平成22年4月1日現在)**

地方公共団体（市区町村及び都道府県）においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村行動計画及び都道府県行動計画（以下「市町村行動計画等」という。）を定めなければならないとされている。

市町村行動計画等は5年を1期として策定するものとされており、1回目に策定された市町村行動計画等（前期計画）については、平成17年度から平成21年度までを計画期間としていることから、2回目に策定される市町村行動計画等（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを後期計画の期間として、平成21年度中に策定することが必要である。

このため、都道府県及び市区町村を対象に、平成22年4月1日現在の策定状況等を調査したところ、結果は次のとおりであった。

1 地域行動計画の策定状況

都道府県

(1) 行動計画の策定

- | | | | |
|-------|-------|---------|-------------|
| ①策定済み | 42道府県 | (89.6%) | |
| ②未策定 | 5都県 | (10.6%) | ※22年度中に策定予定 |

(2) 策定手続きの状況 (42道府県)

- | | | |
|-----------------|-------|----------|
| ①二一ズ調査の実施 | 42道府県 | (100.0%) |
| ②関係者意見の反映 | 42道府県 | (100.0%) |
| ③点検・評価のための指標の導入 | 39道府県 | (92.9%) |

市区町村

(3) 行動計画の策定 (1750市区町村 (平成22年3月31日現在))

- | | | | |
|-------|-----------|---------|-------------|
| ①策定済み | 1,642市区町村 | (93.8%) | |
| ②未策定 | 108市区町村 | (6.2%) | ※22年度中に策定予定 |

(4) 策定手続きの状況 (1642市区町村)

- | | | | |
|-----------------|-----------|---------|---|
| ①二一ズ調査の実施 | 1,630市区町村 | (99.3%) | ※実施しなかった12町村は、人口規模が小さく、通常業務の中で二一ズの把握に努めている。 |
| ②関係者意見の反映 | 1,558市区町村 | (94.9%) | |
| ③点検・評価のための指標の導入 | 1,262市区町村 | (76.9%) | |

2 地域行動計画の内容の公表状況

(1) 都道府県 (42道府県)

①公表済み 38府県 (90.5%)

【公表方法 (複数回答)】

- | | |
|-------------|------|
| ア ホームページに掲載 | 33府県 |
| イ その他 | 18府県 |
| ・広報紙への掲載 | |
| ・冊子の配布 | |
| ・公共施設での閲覧等 | |

②未公表 4道県 (9.5%)

(2) 市区町村 (1642市区町村)

①公表済み 1,281市区町村 (78.0%)

【公表方法 (複数回答)】

- | | |
|-------------|---------|
| ア ホームページに掲載 | 720市区町村 |
| イ その他 | 884市区町村 |
| ・広報紙への掲載 | |
| ・冊子の配布 | |
| ・公共施設での閲覧等 | |

②未公表 361市区町村 (22.0%)